

亀山市公告第2号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により亀山市農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告し、当該亀山市農用地利用集積計画を亀山市産業環境部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月16日

亀山市長 櫻井 義之